

令和3年度日本語教育人材の研修プログラム普及事業 Q&A

| 申請について | | |
|-----------|--|---|
| | 質問 | 回答 |
| 1 | 開催地域4ブロック、各地域15名で研修受講者総数が60名を想定した企画の場合、総合計額2,000万円以上で企画し応募することは可能か。 | 2,000万円以上で応募する場合には、開催地域が4ブロック以上、研修受講者総数が100名以上という2つの条件を両方満たすことが必須です。60名では要件を満たしません。 |
| 2 | ブロックごとの会場手配や講師への謝金・旅費等の支払いなどの事務一般を委託したいが可能か。 | 本事業を行うための事務体制を整備していない団体は委託対象外とみなされます。よって、文化庁との連絡業務を含む事務一般の外部への再委託は認められません。 |
| 3 | 日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業においてカリキュラムを開発しましたが、任意団体であるため、法人格を有する団体に本事業の実施は委ねたいと思います。他機関と連携する際の注意事項はありますか。 | 開発されたカリキュラムを実施する団体が別組織でも問題はありません。本事業は全国で研修を行っていただく事業ですので、全国で研修実施が可能であること及び日本語教育に関わる人材養成・研修等の実績を有していることが必須条件となります。開発した機関・団体と別の機関・団体がプログラムの普及を行うケースとしては、複数機関に所属する講師が円滑な全国展開を図るために別機関で研修を実施するということが想定されます。 |
| 4 | 申請上限額が2,000万円とあるが、複数の事業に応募する場合上限額はそれぞれ2,000万円ですか。それとも合計で2,000万円ですか。 | 1事業に対し2,000万円です。例えば「生活者」と「留学生」の2分野に応募の場合、それぞれ上限が2,000万円です。企画書は1つの事業につき1つ作成してください。 |
| 5 | 契約締結日は5月中旬より前後することはないのでしょうか。 | 契約手続きの進捗次第で若干の前後は有り得ます。ただし、採択後の契約手続きにて何度か書類のやり取りが予想されますので、計画の始期は5月中旬を目安に作成いただけますよう、お願いいたします。 |
| 取組の内容について | | |
| | 質問 | 回答 |
| 1 | 「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」のカリキュラムと、今回の「日本語教育人材の研修プログラム普及事業」のプログラムとは、どのように使い分けているのか。 | 募集案内の1ページ目にプログラムの定義を掲載しています。ここでの研修プログラムとは、日本語教育機関において育成する人材像と教育理念、それを実現するための体系的に編成されたカリキュラム、研修担当講師を含めた人員体制、教育の実施方法、使用する教材及び評価方法を含むものとします。 |
| 2 | 研修受講者数について、「年50名以上が受講できる事業であること」となっているが、各ブロックで50名という意味か。2ブロックで合計50名でもよいか。 | 本年度全体として50名以上を育成・養成いただく必要があります。国費で実施する研修となりますので、 受講者数は多いほうが、事業の趣旨として望ましいと考えております。特にオンラインにより遠隔受講が可能となる等の工夫を行い、受講希望者に可能な限り応えるよう努めていただきますようお願いしております。 |
| 3 | 「2ブロック以上での実施」について、例えば3日間の集合研修を1ブロック(東京)で実施した後、数か月後に東京及び大阪の二箇所、他のブロックにおいて新たに現地研修を実施することを検討しているが、この形態を「2ブロック以上での実施」とみなすことは可能か。 | 原則として、ブロックに分かれた研修が前提となります。ただし、研修の一部を1箇所に集まることをもって、2ブロック以上で実施するという要件を満たさないということにはなりません。研修の性質等の理由により、研修の一部を1箇所に集まって行う必要性があれば、企画内容によって総合的に判断されます。東京での研修の講義を大阪に同時中継でつないだ上で、大阪でグループワークを行うなど、遠隔教育の形で、講師は東京・大阪のいずれかで講演・演習を行うことも可能です。本事業では、東京から離れた地域に住む日本語教師にも研修を受ける機会が広く得られるよう、全国で展開できる研修企画を優先的に採択したいと考えております。 |
| 4 | 募集案内の「研修プログラムを実践する専門家の派遣」とは、講師が物理的にブロック各地に行くという意味か。一部Zoom等、オンラインでの実施も含めて考えてよいか。 | 講師が研修実施場所に出向くことを想定しておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、オンラインでの実施でも可いたします。 |
| 5 | 「5 研修担当講師の育成」にかかる単位時間及び受講者数に規定はあるか。 | 「5 研修担当講師の育成」の単位時間数と受講者数に関する要件は特に定めておりません。ただし、本事業は、当該ブロック(地域)において、当該研修が持続可能なものとなることを目指しておりますので、研修担当講師の育成を念頭においていただく必要があります。 |
| 6 | 「研修担当講師の育成」について、全科目の講師を想定しているのか。それとも、研修全体をマネジメントする立場の人材を想定しているのか。 | 研修全体をマネジメントする人材を想定しておりますが、主な科目を担当する講師を育成いただくことも可能です。 |

令和3年度日本語教育人材の研修プログラム普及事業 Q&A

| | | |
|----|--|---|
| 7 | 「研修担当講師の育成」について、「次年度以降に研修プログラムを実施していく人の育成」とは、当該地域で研修を担当する講師全員を、現地で養成するという意味か。 | 研修担当講師は、当該地域で同様の研修を行う際に、コーディネーター・アドバイザーとして研修を運営・実施できる人材をイメージしております。よって、現地の人材(実施地域のブロックに居住する方)が望ましいと考えております。イメージとしては、例えば、今回の研修に補助者などとして共に参加し、演習のアシストなどを担当する中で、OJTによって教育理念や方針、方向性などを共有し、当該地域で持続可能な研修の実現に資する人材を育成する方法が考えられます。担当科目の全部ではなく、一部を担う講師であっても構いません。 |
| 8 | 「研修担当講師の育成」について、研修実施地域以外を広く対象にした取組を含めることは可能か。 | 研修担当講師の育成については、研修実施地域の受講者が含まれていれば、広く募集いただいても構いません。ただし、研修実施地域の人材を育成することが必要です。 |
| 9 | 2020年度に研修を受講し修了した者について、「ブロックでの活用」とは、どのように考えているか。 | ①初任日本語教師受講修了者については、文化庁HPに名前を記載するとともに、ブロック内の日本語教育を実施する機関、団体、企業、自治体(教育委員会を含む)等に活用を促すために、研修受講証明書等を発行いただくことを考えています。②研修を受けた現地の研修担当講師については、来年度以降、当該ブロックにおいて研修を実施することを念頭に活動していただきたいと考えています。本事業活用後の研修の実施に関しては、都道府県・政令市対象の「(文化庁補助事業)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用する都道府県・政令市の教育委員会等と連携し、これらの団体から委託を受けるなど、他事業の活用も視野に入れて検討いただきたいと思います。 |
| 10 | 研修の教育内容には、ブロックによる個別具体の事情により内容を工夫すべきものがあるのではないか。 | 求められる日本語教育人材の資質・能力については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」に示されており、大枠の教育内容は、ブロックによる差はないものと考えています。具体的指導方法や教育機関との連携の在り方等については、ブロックではなく、地域差(集住地域や散在地域、国籍・在留資格比率など)による違いがあると思います。各ブロック別の「研修検討委員会」等に現地の経済団体や行政、教育委員会担当者や指導主事等の学校教育の関係者を招聘し、地域課題を踏まえた課題設定を行ったり、地域の当事者から現場の実情について学ぶ講義等を含めていただく等、科目内で工夫によって地域性への配慮に対応いただくことが望ましいと考えております。各地の研修デザインを行う際には、研修受講修了者が当該地域にとって必要な専門人材として活躍できるよう、工夫してください。 |
| 11 | 「研修担当講師の育成」について、日本語学習支援者研修の場合、各コマを担当する講師だけではなく、地域における現状分析や研修の設計、講師との調整を行なうコーディネーターの育成が欠かせない。「研修担当講師の育成」の対象を「コーディネーターと講師」としてもよいか。 | 研修担当講師にコーディネーターを含めていただくことは問題ありません。 |
| 12 | 研修担当講師とは、研修とは別に育成し、研修において活用するという理解でよろしいでしょうか。 | 研修担当講師育成はOJTをイメージされてください。実際に講師補助者として研修実施に参加いただき、修了後はその地域で継続して研修を行っていただく立場に就くことを想定しております。 |
| 13 | 育成される担当講師が、同じ年度内にプログラム実施講師として講義を行っても構わないでしょうか。 | 育成講師が講義を行うことは構いません。OJTとして実際に講義補助に携わることを想定しておりますので、研修協力の謝礼として指導・実技・実習謝金を支払うことも可能です。 |
| 14 | 修了証に記載の管理番号は団体の裁量で割り振ってよいのでしょうか。 | 構いません。修了証の再発行を求められた場合等に対応できるよう、いつ、誰に発行したのかを管理しておくようにしてください。 |
| 15 | 受講者について、海外在住の方から申込みがあった場合、認めてもよいでしょうか。 | 研修プログラムの実施に問題ないと判断いただける場合は、構いません。 |
| 16 | 新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン研修の可能性が広がりました。オンライン研修を幅広く取り入れていく場合、本事業で示す開催ブロックという枠組みの必要性が薄れていくのではないのでしょうか。 | 確かに研修分野によってはブロック分けの必要性が無いとの声もいただいております。しかしながら、本事業は研修実施の他にその地域で活躍する研修担当講師の育成という大きな柱として設定しており、地方における教育人材の不足解消を目的としている事業です。実施地域については、研修普及の拠点を作るという観点で御理解ください。本事業における団体からの報告も踏まえ、全面オンラインによる研修の実施可能性についても選択肢の1つとして検討していく予定です。 |

令和3年度日本語教育人材の研修プログラム普及事業 Q&A

| | | |
|----|--|--|
| 17 | 開発事業で策定したカリキュラムですが、普及事業ではどこまでカリキュラムの改訂が認められますか。 | 開発事業で試行を経て策定されたカリキュラムを企画書で提案いただき、普及事業の採択団体を決定いたします。どうしても改定を行う場合(ICT化など)には企画書に理由及び改訂予定の内容について記載してください。採択後に企画書の内容から大幅な変更を加えることは認められませんので御注意ください。 |
| 18 | 動画教材を作成した場合の著作権の取扱いを教えてください。 | 本事業における成果物の著作権は文化庁に帰属します。文化庁HPで公開することは予定しておりませんが、文化庁の日本語教育大会等に提供を依頼することも有り得ますので、動画を撮影される場合は出演者に必ず許諾を得るようにしてください。なお、教育内容の普及のために団体内で利用されることは本事業の趣旨にかないますので問題ありません。成果利用に係る手続きが別途必要な場合がありますので文化庁まで御相談ください。 |
| 19 | 研修担当講師の育成について、全員が修了しなかった場合はどうなりますか。 | 申込受付時の選別において、全課程受講の意思確認及び研修内容のレベルに応じた受講者を集めることで、対策は行っていたと思いますが、事情により未修了となることは想定されるものと考えます。研修担当講師の育成に必要な期間については、実績を踏まえつつ今後とも検討して参ります。 |
| 20 | 受講料設定の基準があれば教えてください。例えば研修担当講師育成に係る受講料は無償ということも可能でしょうか。 | 設定の可否は団体の判断に委ねておりますので、受講料無料という形でも構いません。国費による研修機会の拡大を意図しておりますので、事業趣旨に鑑み、受講料の設定については高額にならないよう十分な配慮が必要です。本事業では、受益者負担が妥当と思われる、受講者に係る経費(受講者の教材費等)は経費計上できません。そういった部分を受講料として設定されることは問題ありません。 |

謝金等の経費計上について

◎謝金等単価については、効率的な事業運営の観点からきめ細かく設定を行っております。そのため、上限額を超えた経費は委託費としては計上できません。募集案内にある「単価上限表」の金額を上限として、団体として適宜設定してください。

| | 質問 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | 「研修担当講師の育成」について、受講者に、実施委員会の他、研修にもOJTとして参画してもらい、次年度以降独自の研修を運営できる人材として育成することを計画している。この場合、講師候補者(講師育成対象者)に旅費や出席謝金を支払うことは可能か。 | 「指導補助者」として研修に参加し謝金や交通費を受け取ることは認められます。また、会議等に参加する場合には、会議出席謝金が認められます。ただし、受講者の立場で研修に参加する際は、他の講師同等の講師謝金を支払うことは認められません。一般管理費を活用いただくなどの対応をしてください。 |
| 2 | 短期の契約で本事業専用のオフィススペースを借りたいと考えているが、借損料として計上することは可能か。 | 借損料は、貸し会議室やイベント会場などの一時的な利用について許可するもので、オフィススペースを借りる費用としての計上は認められません。 |
| 3 | 教材のICT化について、動画教材の作成の場合、どの費目で計上すれば良いでしょうか。 | 自分たちで動画を撮影し、講師に謝金を支払うか、動画撮影業者に依頼し、雑務費(請負)で計上する手法が想定されます。謝金の場合、動画撮影謝金という項目はありませんので、団体で設定の上、算出根拠書類を提出してください。 |
| 4 | 契約変更が必要となる基準を教えてください。 | 募集案内に記載の通り代表者(契約権者)が変わった場合は手続き(変更届の提出)が必要です。他に費目間(人件費⇄事業費)の20%以上の流用や計画内容の一部中止等があります。詳しくは契約締結後に適宜御相談ください。 |